

新温泉町人口ビジョン及び第3次新温泉町総合計画策定支援業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨等

本業務は、「第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）」が令和8年度をもって計画期間が終了することを受け、新温泉町人口ビジョンと令和9年度から令和18年度を計画期間とした「第3次新温泉町総合計画」を策定するにあたり、民間の豊富な知見と高い専門的スキルを活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的として、当該業務を受託する事業者の選定手続き等について定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名 新温泉町人口ビジョン及び第3次新温泉町総合計画策定支援業務
- (2) 業務目的 「新温泉町人口ビジョン及び第3次新温泉町総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性があります
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務委託料の上限額
令和7年度： 5, 280千円（税込）
令和8年度：10, 120千円（税込）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「該当業務」という。）における新温泉町での競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 新温泉町入札参加資格者指名停止基準別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けている者を除く。
- (5) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) 地方公共団体の総合計画の策定支援業務を元受けとして受注し、履行した実績を有し、本事業に係る企画・運営・実施業務を一元的に遂行できる者であること。
- (7) 令和元年度以降、兵庫県内の地方公共団体で総合計画策定業務実績を有していること。
- (8) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 公募型プロポーザル実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施にかかる概ねのスケジュールは、次のとおりとする。

項 目	スケジュール
公募開始（公告）	4月14日（月）
参加表明受付	4月14日（月）～4月30日（水）
質問票の提出期限	4月14日（月）～4月28日（月）
質問に対する回答期限	5月7日（水）
参加資格審査結果通知期限	5月1日（木）
企画提案書等の提出期限	5月14日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング	5月22日（木）※予定
選定委員会	ヒアリングと同日
最優秀提案者の選考（決定通知）	5月下旬 ※予定
契約書の締結	選定後速やかに

5 提出書類及び提出方法

提出書類は以下のとおり、各様式に従い期限内に必要な書類を町へ提出すること。

（１）参加表明

- ① 提出期限：令和7年4月30日（水）
- ② ）午後5時まで
- ③ 提出書類：プロポーザル参加資格宣誓書（様式第1号）
- ④ 提出方法：郵送・持参
※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること
- ⑤ 結果通知：令和7年5月1日（木）までにメールにて通知

（２）質問

- ① 提出期限：令和7年4月28日（月）午後5時まで
- ② 提出書類：質問書（様式第2号）
- ③ 提出方法：メール
- ④ 質問の回答：令和7年5月7日（水）までに全参加事業者に対し、質問の内容を含めメールで回答する

（３）提案辞退

- ① 提出期限：令和7年5月14日（水）午後5時まで
- ② 提出書類：参加辞退届出書（様式第7号）
- ③ 提出方法：メール・郵送・持参
※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること

（４）企画提案

- ①提出期限：令和7年5月14日（水）午後5時まで
- ②提出書類：提出書類は下記のア～カとする。

審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書等については社名等を正本（１部）にのみ記載し、副本には社名等を表示しないこと。

ア 企画提案書…正本１部、副本６部

- ・日本語表記でフォント１１ポイント以上であること。（図表等は除く）
- ・印刷色は、カラー、モノクロを問わない。
- ・文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

イ 会社概要（パンフレットも可）…１部

※業務内容及び従業員数等会社規模が分かるもの。

ウ 見積書（様式第３号）…１部

※内訳明細書（経費内訳がわかるもの、任意様式）を添付すること。

※予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

※見積金額は、単純に金額が低いから評価されるものではなく、提案内容とともに総合的に判断する。また随意契約の見積書徴収相手となった場合、この見積書に記載する金額を上限額とする。

エ 実績書（様式第４号）…７部

オ 本町との契約実績書（様式第５号）…７部

カ 実施体制（様式第６号）…７部

③提出方法：郵送・持参

※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

④その他：電子ファイル（ＰＤＦ形式）を格納したＣＤ－Ｒ等１枚

６ プレゼンテーション及びヒアリング実施

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

なお、実施の詳細等は別途参加事業者に通知する。

（１）業 務 名：令和７年５月２２日（木）※予定

（２）出 席 者：１事業者３名まで

（３）実施内容：１事業者あたり３０分程度を予定

（企画提案書類の説明：２０分、質疑応答：１０分程度を予定）

（４）説明資料：あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明を行うこと

（５）機 材 等：プレゼンテーション等に使用する機材等として、スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。

（６）提案順位：提案については、企画提案書を受け付けた順番とする。

（７）プレゼンテーション方法：現地参加によるプレゼンテーションとする。

７ 選考要領

（１）選定委員会

公募型プロポーザルによる最優秀提案者の選考は、新温泉町人口ビジョン及び第３次新温泉町総合計画策定支援業務委託に係る事業者選定審査委員会（以下「選定委員

会」という。)において実施する。選定委員会は、副町長、総務課長、総合支所長、こども教育課長、企画課長の5人とする。

(2) 選考方法

選定委員会において、各委員の審査を踏まえ総合的に判断し、本事業について最も適切な者(最優秀提案者)を候補者として選考し特定するものとする。なお、公募型プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施する。

(3) 選考結果

選考結果においては、各参加事業者に書面で通知する。なお、選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けない。

8 審査及び評価基準

審査は企画提案書に関するヒアリングを行った後、別に定める新温泉町人口ビジョン及び第3次新温泉町総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき行うものとする。各参加事業者の提案書内容を、以下の評価項目において、各基準により評価する。審査要領に定める基準得点(総合得点の60%)以上の者で総合得点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、次に総合得点が高い者を次点者として選定する。なお、参加事業者が1者の場合、審査結果が基準得点以上の場合は、その者を最優秀提案者とする。

評価項目	配点	審査基準
①プレゼンテーション	10	・プレゼンテーション能力(提案説明が端的で分かりやすいか。) ・回答内容(質疑に対する回答が的確であったか。)
②業務実績 実施体制	15	・他市町村の総合計画、人口ビジョン・地方創生総合戦略についての的確に把握し、その知見や策定プロセスを反映できる体制になっているか。 ・これまでに地方公共団体、民間等での事例を含め、本事業に類似した業務を実施した実績は十分か。 ・本業務を実施するための体制が整備され、知識や経験を有し円滑な実施が期待できるか。
③業務工程 (スケジュール)	5	・スケジュール案が具体的かつ明確となっているか。 また、効率的かつ実現可能なものとなっているか。
④基礎調査	20	・調査項目について、具体的な手法や手段について提案され、その内容が適切なものとなっているか。また、町の特徴や課題を踏まえたものとなっているか。 ・多様な世代からの意見聴取など、町民参画による計画づくりに向けた手法が具体的かつ実現性のある提案となっているか。
⑤会議等支援	20	・会議等の運営支援について、会議への出席、会議記録の作成、会議資料の作成等、十分な支援が期待でき

		る内容となっているか。
⑥基本構想の策 定支援提案内 容	20	・基本構想及び基本計画の策定について、実効性のあ る計画とするための工夫や手法等について提案され、 着眼点、分析力、考察力が優れているか。 ・町民に分かりやすく伝わりやすい計画とするための 工夫や手法等について図表やイメージ等を効果的に使い 提案され、その内容が適切なものとなっているか。
⑦費用	10	・見積金額に応じて配点する。
⑧総合得点	100	

9 失格事由

次に掲げる事由に該当するときは、本件にかかる資格を失うものとする。

- (1) 定められた期限内に企画提案書等必要書類が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 提案書等の内容が、この要領に定められた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正もしくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4) 経費見積書に記載されている見積額が、「2.(4)」に規定する金額を上回ったとき。
- (5) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めたとき。

10 企画提案における注意事項

- (1) 企画提案に要する費用の一切は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は、新温泉町に帰属することとする。ただし、新温泉町と随意契約を締結しなかった参加事業者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- (4) 提出書類は、審査等の必要上、複製し使用することができるものとする。
- (5) 本町から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業手続以外の目的に利用したりしてはならない。
- (6) 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ① 公募型プロポーザル参加資格宣誓書を提出していない者が行った企画提案
 - ② 参加資格がない者が行った企画提案
 - ③ 公募型プロポーザル参加資格宣誓書に記載された者以外が行った企画提案
 - ④ 虚偽の記載をした企画提案
- (7) その他必要な事項については協議の上、決定する。

11 本件に関する担当課

新温泉町企画課企画政策係

住 所：兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

電 話：0796-82-5624 メール：kikaku@town.shinonsen.lg.jp